酒田市監査委員 大 石 薫 様 酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至

## 定期監査結果に対する措置等について

令和3年12月7日付監発第53号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

記

課名		監 査 結 果	措置内容
福祉課	指摘	〇要綱で定められた負担金額以上の	当該事業の要綱については令和3年
	事項	額を徴収しているもの	12 月1日から利用者負担額を変更する
		酒田市緊急通報システム運営事業	改正を行い、改正以前の増額分について
		実施要綱において、当該事業に係る利	は 12 月 28 日に対象者へ還付する手続き
		用者の費用負担について月額2,112円	を行った。
		と定められているが、令和3年7月分	今後は、要綱等に則り、適正な事務執
		から月額 2,447円(335円増額)を徴	行に努める。
		収している。	
		これまでも当該事業の委託先と市	
		との契約単価により、利用者負担額が	
		変動することがあったが、その都度要	
		綱を改正し、施行日以後の負担金につ	
		いて改正後の金額を適用させていた。	
		しかし、令和3年7月分以降について	
		は、要綱改正がなされないまま費用負	
		担額を増額していたもの。	
		負担金額の徴収根拠がないままに	
		利用者負担金を収納している状態と	
		なっているため、早急に対応を検討さ	

		れたい。	
福祉課	注意	   ○事務決裁の手続きが適正でないも	本補助金の交付については令和2年
7田7江1六	事項	の	度で終了したが、他の事業で同様のこと
	#·K		が無いよう、起案文書の作成時に、酒田
		1,483,230 円 令和2年6月2日 交	市事務決裁規程や酒田市補助金等交付
		付決定及び事前交付について財政	規則等の確認を徹底するなど、適正な事
		課長で決裁されている。	務執行に努める。
		100 万超~200 万以下の交付決定部	3354134-33-3 36
		分は財政課長決裁だが、100万超~300	
		万以下の事前交付も同時に決裁して	
		いるので総務部長決裁文書となるが、	
		総務部長決裁のないまま執行されて	
		いる。	
		また、決裁理由として、「事前交付	
		理由:審査の結果、事業実施(借入金	
		償還) のための資金繰りに支障をきた	
		す恐れがあると認められるため」との	
		記載があるが、決算書類を見る限り資	
		金繰りに支障をきたす状態とは考え	
		づらい。	
		酒田市事務決裁規程等に基づき、適	
		切な事務執行に努めること。	
子育て	指摘	○報償金の支払が相当期間遅れてい	当該事業は令和3年度から外部委託
支援課	事項	るもの	としたため、市の支払い遅延は発生しな
		ファミリーサポートセンター運営	いが、他の事業においても支払い遅延等
		事業(令和2年度)で行われた以下の	が発生しないよう、予算執行状況の確認
		報償金について、開催日より相当期間	について頻度を上げて行うこととする。
		経過して支給されている。	
		・第1回研修会謝金: 令和2年7月11	
		日開催、令和3年2月5日支給	
		(6か月と26日後、債権者2人)	
		・サブリーダー会議謝金:令和2年9	
		月 10 日開催、令和3年2月5日支	
		給	
		(4か月と27日後、債権者4人)	
		・第2回研修会謝金:令和2年 10 月	

		3日開催、令和3年2月5日支給 (4か月と3日後、債権者1人) ・協力会員交流会謝金:令和2年10 月31日開催、令和3年2月5日支 給 (3か月と6日後、債権者1人) 今後は契約書に則った事務執行を	
		行い、遅延することなく速やかに支給	
	llal l	すること。	
子育て	指摘	○契約の締結内容が適切でないもの	令和3年度からは消費税を非課税と
支援課	事項	酒田市つどいの広場事業業務委託	した契約に改めた。
		について、次のとおり、消費税及び地	今後は、適切な契約事務の執行に努め
		方消費税課税の取扱いに誤りがあっ	る。
		た。	
		・令和2年度 19,429,176円(うち、)	
		消費税及び地方消費税額	
		1,766,288円)	
		<ul><li>・令和3年度 23,529,951円(消費税 及び地方消費税 非課税)</li></ul>	
		令和2年9月に消費税基本通達	
		6-7-5 に定めのある、第二種社会福	
		祉事業であるため非課税取引の契約	
		度契約は消費税額を加算した金額の   まま業務を終了し、令和3年度契約か	
		まま果務を終了し、〒和3千度失約が   ら非課税契約としたもの。	
		今後は、各種法律等の改正に注視し	
		つつ、適切な内容の契約締結に努める	
		こと。	
 子育て	注意	○支払期限が守られていないもの	報告書、請求書及び支払いについての
支援課	事項	グリストラップ清掃業務委託料に	チェックリストを作成し、未払いがない
		ついては、契約書第8条の4に「委託	よう確認を行う。
		者は、受託者から請求書及び業務終了	今後適正に事務処理を行い、契約書に
		報告書を受理した日から 30 日以内に	則った事務執行に努める。
		支払うものとする。」と規定されてい	
		る。しかし、平田保育園に係る 10 月	
		分の委託料について、10月8日に請求	

		書を受理し、55日後の12月2日に支	
		音を文理し、50 日後の12月2日に又 払いをしている。	
		ガベをしている。   今後は契約書に則った事務執行を	
		すること。	
 子育て	 注意	   ○随意契約の理由が明確でないもの	契約に関する受託要件について、課内
支援課	事項	○前年度監査において口頭注意とな	で確認した。
入級所	尹 天	った事項について、改善を行ってい	次回契約締結時に契約方法を見直し、
		ないもの	改善を図る。
		・みなと保育園自家用電気工作物保安	<b>У</b> БСД <b>2</b> 0
		管理業務	
		·八幡保育園自家用電気工作物保安管	
		理業務	
		· 平田保育園自家用電気工作物保安管	
		理業務	
		   東北電気保安協会1者による随意	
		契約をしているが、法令改正により一	
		定の要件を満たす民間法人でも受託	
		が可能となっている。	
		透明性を確保する観点から、次回の	
		契約締結時に改善されたい。	
子育て	注意	○履行確認が不十分なもの	当該業務完了報告書は、令和3年 11
支援課	事項	業務委託契約書で月ごとの業務完	月 26 日に受理した。
		了報告書の提出を求めているが、予備	今後は業務委託契約書に定められた
		監査時点で提出がされていなかった。	報告書類についてチェックリストを作
		【仕様書内容】	成し、点検後速やかに報告するよう徹底
		給湯用ボイラー(3か月に1回)	していく。
		暖房用ボイラー(毎月1回)	
		自動制御装置、付属装置及び付属	
		品(毎月1回)	
		ただし、前月に引き続き使用しな	
		いボイラーはこの限りではない。	
		   今後は契約書に則った事務執行を	
		すること。	
健康課	注意	○支払期限が守られていないもの	適正な事務執行について係内で共通
	事項	高齢者インフルエンザ予防接種業	認識を持つとともに複数人で確認を行
		務委託料について、契約書に規定する	い、現在は適切な事務を行っている。
		支払期限を超過して支払いをしてい	

る。 今後は契約書に則った事務執行を すること。 健康課 ○業者の選定・決定が適切でないもの 今後は、予算の公正な執行のため、1 注意 社随意契約ではなく、複数業者を選定し 事項 ○随意契約の理由が適切でないもの ·休日診療所 X 線撮影装置保守点検業 見積合わせを行う。 また、受託者との書類手続きについて 契約期間:令和3年4月1日~ は係内で共通認識を持ち、適切な事務処 令和4年3月31日 理を行っていく。 再委託申請日 令和3年3月22日 再委託承認日 令和3年3月24日 ・休日診療所レセプト用コンピュータ 一保守点検業務 契約期間:令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日 再委託申請日 令和3年3月22日 再委託承認日 令和3年3月24日 それぞれ、随契理由を、法第167条 の2第1項第1号(少額の契約)、「こ の業務については、装置の機能を熟知 している本体納入業者を選定するも の」として契約しているが、主要な業 務を再委託していると考えられるた め、随意契約理由が適切とはいいがた 11 また、本契約締結前に再委託の承認 をしている。 今後は、酒田市契約規則及び随意契 約ガイドラインに基づいた適切な事 務執行に努めること。 健康課 注意 ○履行確認書類が異なっているもの 適正な事務執行について契約書を確 高齢者インフルエンザ予防接種業 事項 認し、係内で共通認識を持つとともに契 務委託 約書に規定する報告書の提出を徹底し、 10月分の委託料について、契約書に 現在は適切な事務を行っている。 規定する「予防接種委託業務完了報告 書及び委託料請求書」の提出を受け ず、市請求書(支出調書)を徴して支

		払いしている。	
		今後は契約書に基づき、適正な事務	
		執行をすること。	
介護保	注意	○財務会計システムと収納管理シス	今年度末まで両システムを再度確認
険課	事項	テムの数値が一致していないもの	し、数値の不一致を解消する。
		介護保険料について、財務会計シス	また、今後も数値の差が発生しないよ
		テムと収納管理システム (ライフパー	うに、チェック体制を構築する。
		トナー) の決算時の過年度未収金の数	
		値が一致していない。	
		数値の差について原因を究明し、解	
		消に努められたい。	